

令和8(2026)年度とちぎ官民共創推進業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「令和8(2026)年度とちぎ官民共創推進事業支援業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8(2026)年度とちぎ官民共創推進業務

2 業務の目的

「新とちぎ未来創造プラン」のめざすとちぎの将来像「共に創る 人も地域も輝く “元気なとちぎ”」の実現に向けて、多様化・複雑化する県民ニーズや新たな課題に的確に対応していくためには、国・県・市町のみならず、県民、企業・団体、高等教育機関など、多様な主体がとちぎづくりに参画し、対話を通じて知恵と力を結集しながら、新たな魅力や価値を創造する共創の取組を進める必要がある。

本業務では、多様な主体が参加する官民共創ワークショップを開催し、新たな視点からの施策の立案を推進するとともに、県職員を対象とした研修を開催し、府内における共創の取組を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8(2026)年9月30日（水）まで

4 業務の内容

(1) 職員向け研修

ア 研修内容の企画、資料の作成等

県職員の政策形成能力の向上や官民共創により課題解決等を図る力の習得に資する研修の内容を企画するとともに、研修で使用する資料の作成や物品等の準備を行うこと。研修の内容や資料、進行方法等については、甲と協議の上、決定することとする。

なお、研修の開催概要は以下のとおり。日程・会場の確保、参加者のとりまとめは甲が行うが、これについて必要に応じ、助言等を行うこと。

＜開催概要＞

実施回数	1回
日程	5月下旬
会場	栃木県庁会議室
参加者	県職員 30～40名程度

イ 当日の対応等

研修開催当日、講師を務めるほか、研修が円滑に進むよう準備・運営を補助すること。

また、研修後、参加者から追加の質問があった場合は、隨時回答すること。

(2) 官民共創ワークショップ

ア ワークショップ内容の企画、資料の作成等

県が設定したテーマに基づき、官民共創によるワークショップの内容を企画するとともに、ワークショップで使用する資料の作成や物品等の準備を行うこと。ワークショップの内容や資料、進行方法等については、甲と協議の上、決定することとする。

なお、ワークショップの開催概要は以下のとおり。テーマの設定、日程・会場の確保、参加者のとりまとめ、栃木県少子化対策アドバイザーとの調整等は甲が行うが、これについて必要に応じ、助言等を行うこと。

＜開催概要＞

テーマ	人口減少対策 ※「栃木県人口減少対策マンダラチャート」の内容を踏まえ、県において2つのテーマを設定
実施回数	4回（2テーマ×2回）
日程	各テーマの第1回ワークショップを6月下旬、第2回ワークショップを8月上旬にそれぞれ開催
会場	栃木県庁会議室
参加者	1テーマあたり20名程度（参加者は「とちぎ人口未来パートナー」から推薦を受けた者、県民（公募）、県職員を想定） なお、参加者を5名程度のグループに分けて意見交換等を実施
想定する内容	第1回：栃木県少子化対策アドバイザーによる講演、現状・課題の共有、課題解決の方向性に関する意見交換等 第2回：施策のアイデアに関する意見交換等
その他	栃木県少子化対策アドバイザーが各回に出席予定（アドバイザーの出席に関する乙の費用負担はなし）

イ ファシリテーターの確保

ワークショップが円滑に進むとともに、活発な意見交換が行われるよう、当日の進行やタイムキーパーなど、ワークショップ全体を統括する「メインファシリテーター」と、各グループに配置され、議論の進行やとりまとめを行う「サブファシリテーター」を確保すること。

ウ 当日の対応

ワークショップ開催当日、上記イのファシリテーター対応のほか、会場の準備等を行うこと。

エ 意見のとりまとめ等

ワークショップの各回終了後、参加者からの意見等をまとめた資料を速やかに作成の上、その後の進め方等について甲と打合せを実施すること。

(3) 施策立案に関する支援

官民共創ワークショップのテーマに関して、甲が実効性のある施策を立案できるよう、ワークショップの結果等に基づき、目標、現状・問題、課題、課題解決に向けた対応の方向性・施策のアイデア等を可視化した資料を作成し、8月中旬までに甲へ提供すること。

また、甲の求めに応じて、先進事例の紹介や効果的な事業スキームの提案などを随時行うこと。

5 委託業務完了報告書の提出

委託業務完了後、上記「4 業務の内容」の実施結果等を記載した委託業務完了報告書(様式任意)を作成し、以下のとおり提出すること。

提出内容：委託業務完了報告書の印刷物1部及び電子データ(PDF形式及び編集可能な形式(Microsoft Word、Excel、又はパワーポイント形式))

提出場所：栃木県総合政策部総合政策課政策企画・地方創生担当

提出期限：令和8(2026)年9月30日(水)

6 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

7 その他の事項

- 乙は、本業務の実施に当たり、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、甲と密接に連絡を取り、忠実かつ誠意を持って業務を遂行すること。
- 本業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。
- 乙は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- 本仕様書に定めのない事項や業務上疑義が生じた場合は、甲と乙との協議により、業務を進めるものとする。